

姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等における姫路市独自基準の適用関係について

1 姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(1) 共同生活介護及び共同生活援助の設備基準

内 容	共同生活介護及び共同生活援助に係る共同生活住居については、入所施設又は病院と独立した建物であり、かつ、入居者が地域住民、家族等との交流の機会が確保されている場合は、同一敷地内に設置することができるものとする。
理 由	入所施設等からの地域移行促進及び入所施設等との連携を可能とするため。
該当箇所	第198条

(2) 暴力団等の排除

内 容	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、指定障害福祉サービスの事業の指定申請及び運営等に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定事業者は、法人の役員が暴力団員等であってはならない。 ・ 管理者は暴力団員等であってはならない。 ・ 運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはならない。
理 由	暴力団等の参入や影響を排除するため。
該当箇所	第4条、第7条、第32条、第46条、第52条、第69条、第91条、第108条、第122条、第184条の2、第192条、第194条の10、第197条、第206条 (以下、準用規定) 第8条、第44条、第49条、第82条、第101条、第115条、第144条、第149条、第154条、第159条、第165条、第172条、第185条、第187条、第190条、第194条、第211条

2 姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(1) 便所の設備基準

内 容	障害者支援施設において、新設及び改築に際し、便所にブザー又はこれに代わる設備の設置を義務付ける。
理 由	特別養護老人ホームにおいては、居室とトイレにブザーを必置としており、基準の平準化及び入所者の安全確保を図るため。
該当箇所	第9条第2項第6号ウ、附則第8条

(2) 暴力団等の排除

内 容	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、障害者支援施設の指定申請及び運営等に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。
-----	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業者は、法人の役員が暴力団員等であってはならない。 ・管理者は暴力団員等であってはならない。 ・運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはならない。
理 由	暴力団等の参入や影響を排除するため。
該当箇所	第3条、第4条、第45条

3 姫路市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(1) 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型の規模

内 容	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型の定員下限を、令和6年3月31日までの間、10人以上とする。
理 由	整備を推進するため。
該当箇所	第37条、第57条、附則第5条（以下、準用規定）第55条、第69条、第87条

(2) 暴力団等の排除

内 容	<p>暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、障害福祉サービス事業の運営等に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者は暴力団員等であってはならない。 ・運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはならない。
理 由	暴力団等の参入や影響を排除するため。
該当箇所	第6条、第7条、第35条、第36条、第71条、（以下、準用規定）第55条、第60条、第69条、第84条、第87条

4 姫路市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(1) 便所の設備基準

内 容	障害者支援施設において、新設及び改築に際し、便所にブザー又はこれに代わる設備の設置を義務付ける。
理 由	特別養護老人ホームにおいては、居室とトイレにブザーを必置としており、基準の平準化及び入所者の安全確保を図るため。
該当箇所	第10条第2項第6号ウ、附則第6条

(2) 暴力団等の排除

内 容	<p>暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、障害者支援施設の運営等に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長は暴力団員等であってはならない。 ・運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはならない。
理 由	暴力団等の参入や影響を排除するため。
該当箇所	第5条、第6条

5 姫路市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

(1) 暴力団等の排除

内 容	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、地域活動支援センターの運営等に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。 ・施設長は暴力団員等であってはならない。 ・運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはならない。
理 由	暴力団等の参入や影響を排除するため。
該当箇所	第3条、第9条

6 姫路市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(1) 暴力団等の排除

内 容	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、福祉ホームの運営等に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。 ・管理人は暴力団員等であってはならない。 ・運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはならない。
理 由	暴力団等の参入や影響を排除するため。
該当箇所	第4条、第10条